

第7章

歴史文化資源の保存・活用に関する措置

「なかつの宝」の保存・活用に関する方針を実現するため、第6章で示した3つの方向性と7つの基本方針に基づき、本計画期間に実施する措置を記載します。実施にあたっては、国費（文化財補助金・デジタル田園都市国家構想交付金等）、県費・市費だけでなく、クラウドファンディングなど民間資金の活用も視野に入れながら進めていきます。取り組む主体は市民・行政・団体・専門家で、実施期間は令和7（2025）年から令和15（2033）年までとし、進捗管理と見直しを図りながら進めていきます。

実施期間

前期：令和7（2025）年～9（2027）年

中期：令和10（2028）年～12（2030）年

後期：令和13（2031）年～15（2033）年

取り組み主体

市 民：中津市民、所有者、管理者、中津の歴史文化に興味を持つ市外在住者等

行 政：中津市の文化財所管部署と関係部署（大分県・国との協働含む）

団 体：文化財にかかわる団体や組織、企業等

専門家：学識経験者、大学、博物館、研究機関、ヘリテージマネージャー等

方向性1 「なかつの宝」を知り、みんなで価値を共有するための方針

基本方針1 歴史文化資源の把握の推進

●方針1：把握調査・詳細調査の実施

◎主体となって取り組む、○受動的にかかわる、△状況により協力する

《表10：把握調査・詳細調査の実施に関する措置》

実施年 前期 中期 後期 II期～

No.	事業名・事業内容	市民	行政	団体	専門家	前期	中期	後期	II期～
措1	歴史文化資源の把握調査・詳細調査の実施	△	◎	○	○	●●●●●●●●	●●●●●●●●	●●●●●●●●	●●●●●●●●
建造物、美術工芸品、無形文化財、有形・無形の民俗文化財、遺跡、名勝地、動物、植物、文化的景観、歴史的地名等の把握調査を行う。市外に保管されている動物・植物標本等の把握調査も含む。調査は適宜専門家やNPO、市民と協力しながら実施し、保護へ向けた基礎資料とする。仏像、石造物、古文書、医家史料、民俗文化財、中世城館等の詳細調査を実施する。埋蔵文化財の緊急開発にあたっては、開発業者へ適切に対応し、適宜詳細調査を実施する。 史跡長者屋敷官衙遺跡については、前期に、郡衙の範囲確認を目指した史跡指定地周辺の確認調査を実施する。									
措2	過去の調査成果の把握と統合		◎			●●●●●●●●			
市町村合併前の旧市町村ごとの調査成果をはじめとした過去の調査成果を統合し整理する。									
措3	映像等の記録作成と資料の収集の実施		◎			●●●●●●●●	●●●●●●●●	●●●●●●●●	●●●●●●●●
調査の過程で随時必要な資料を収集するとともに、有形・無形の民俗文化財については、映像等の記録作成を行う。									

●方針2：所有者・指定範囲・現状の把握の実施

《表11：所有者・指定範囲・現状の把握の実施に関する措置》

実施年  通年 

No.	事業名・事業内容	市民	行政	団体	専門家	前期	中期	後期	Ⅱ期～
措4	史跡・名勝の所有者・指定範囲の把握の調査		◎						
史跡・名勝指定地の指定範囲を把握する。特に名勝耶馬溪のように指定から長い年月が経ったものについては現在の所有者の確認を行う。									
措5	埋蔵文化財の現状把握の実施		◎						
未指定の埋蔵文化財について、日ごろより現状の把握に努める。									

●方針3：調査成果を基にした適切な評価と制度の周知

《表12：歴史文化資源の適切な評価の実施に関する措置》

実施年  通年 

No.	事業名・事業内容	市民	行政	団体	専門家	前期	中期	後期	Ⅱ期～
措6	歴史文化資源の適切な評価の実施	△	◎	△	○				
専門家等による指導・助言を受け、歴史文化資源の調査・指定・登録を適切に推進し、保護措置を検討する。									
措7	指定・登録等制度の周知	○	◎						
指定や登録等の制度について、日ごろより市報等で市民に周知するとともに、庁内でも関係部署に情報提供を行う。所有者・管理者には個別に資料を渡し、説明をする。所有者・管理者が変更になった場合は改めて説明を行う。									

基本方針2 情報発信と価値の共有化

●方針4：調査研究成果の公開

《表13：調査研究成果の公開に関する措置》

実施年  通年 

No.	事業名・事業内容	市民	行政	団体	専門家	前期	中期	後期	Ⅱ期～
措8	展覧会の開催と予算の確保	△	◎						
研究成果を元に歴史博物館をはじめとした市内の様々な施設・空間を活用して、各種展覧会を開催し、歴史・文化の価値の共有化と情報発信を行う。充実した内容とするため必要な予算の確保に努める。									
措9	調査報告書の刊行		◎						
文化財の詳細調査後は、速やかに報告書を執筆・刊行する。未刊行の報告書についても順次刊行する。									

●方針5：歴史文化資源のデータベース化と公開

《表14：歴史文化資源のデータベース化と公開に関する措置》

実施年  通年 

No.	事業名・事業内容	市民	行政	団体	専門家	前期	中期	後期	Ⅱ期～
措10	歴史文化資源・刊行物等のデータベース化と公開		◎						
博物館収蔵資料、周知遺跡、指定文化財、調査報告書等刊行物をデータベース化し、他機関とも連携して公開する。歴史博物館のホームページに各データベースのリンク先を集約し、情報にアクセスしやすい環境を作る。									

●方針6：歴史文化資源の公開

《表15：歴史文化資源の公開に関する措置》

実施年  通年 

No.	事業名・事業内容	市民	行政	団体	専門家	前期	中期	後期	Ⅱ期～
措11	歴史文化資源の特別公開等の開催	△	◎	△					
非公開の建造物や美術工芸品等で、条件付きで公開が可能なものについては特別公開を行い、価値の周知を図る。									
措12	発掘調査の現場や建造物修復の現場等の公開	○	◎						
発掘調査の現場説明会や建造物修復の現場公開、速報展の開催等、特別な機会を活かした公開を通して、歴史文化資源への理解と関心を高める。									

●方針7：歴史文化資源に親しむ企画の開催

《表16：歴史文化資源に親しむ企画の開催に関する措置》

実施年  通年 

No.	事業名・事業内容	市民	行政	団体	専門家	前期	中期	後期	Ⅱ期～
措13	歴史文化資源に親しむ各種企画の実施		◎		△				
縄文体験学習会・地質学習・古代ウォーク・歴史博物館体験学習など、屋内外で文化財に親しむ各種企画を実施する。									
措14	市民団体と連携した企画の開催	○	◎	△					
市民団体と連携して文化財に親しむ企画を実施するとともに、市民団体が開催する企画への協力を行う。									
措15	環境学習の推進	○	◎	◎					
希少動植物とその環境を守る活動をしているNPO等の環境講座の実施主体に対し、環境講座を開催する場を提供するとともに、情報発信の支援をする。									

●方針8：郷土学習の推進

《表17：郷土学習の推進に関する措置》

実施年  通年 

No.	事業名・事業内容	市民	行政	団体	専門家	前期	中期	後期	Ⅱ期～
措16	学校や地域の要請に応じた博物館案内・体験学習・出前講座等の開催	○	◎	◎					
学校や公民館等生涯学習担当者、地域の方々と協議しながら、要望に応じたきめ細かな博物館案内や体験学習、出前講座等を開催する。									
措17	郷土の偉人の顕彰		◎	○					
近世近代の郷土の偉人を顕彰し、地域への愛着と誇りを育てる事業を実施する。「なかつ学びんぴつく ジュニア論吉検定」「福澤論吉記念 論吉かるた大会」等の福澤論吉を顕彰する事業を開催する。郷土の偉人の調査研究を進め、調査成果を活かした展覧会の開催やマンガ本の作成等を行う。									
措18	まちなみ歴史たんけんの開催	○	◎	◎					
市内の全小学校6年生が市内の展示施設や旧跡をたどる取組みを官民連携して継続開催する。									

●方針9：メディアを活用した情報発信

《表18：メディアを活用した情報発信に関する措置》

実施年  通年 

No.	事業名・事業内容	市民	行政	団体	専門家	前期	中期	後期	Ⅱ期～
措19	情報発信の推進	○	◎	○					
歴史文化資源の情報や各種取組みの状況を、市報やHP、SNS等を活用し広く情報発信し、価値の周知、共有を図る。祭礼行事・伝統芸能については映像の配信等、価値の周知を行う。									

●方針10：説明板・解説パンフレット等の充実

《表19：説明板・解説パンフレット等の充実に関する措置》

実施年  通年 

No.	事業名・事業内容	市民	行政	団体	専門家	前期	中期	後期	Ⅱ期～
措20	歴史文化資源の説明板・解説パンフレット・マップ等の作成と充実		◎	○					
歴史文化資源を紹介するマップ・パンフレット説明板等を作製する。QRコード等を活用し、わかりやすく簡潔な文面になるよう工夫する。デザインは景観に配慮し、かつ「中津市観光振興計画」に則った統一感のとれたものとする。既存の説明板については、傷みのあるものは修理し、現況にあわせ内容修正を行う。									

方向性2 「なかつの宝」を守り、未来へつなぐ仕組みをつくるための方針

基本方針3 適切な保存整備の推進

●方針11：保存活用計画の作成と見直しの実施

《表20：保存活用計画の作成と見直しに関する措置》

実施年  通年 

No.	事業名・事業内容	市民	行政	団体	専門家	前期	中期	後期	Ⅱ期～
措21	保存活用計画の作成	○	◎	△	△				
必要に応じて指定文化財（耶馬溪橋・薦神社神門・中津城跡等）の保存活用計画を作成する。									
措22	保存活用計画の見直し	○	◎		△				
既存の「長者屋敷官衙遺跡保存管理計画」を基に近年の調査成果や現状を反映した「保存活用計画」を作成する。「名勝耶馬溪保存管理計画報告書」については、管理団体の大分県および関係市町村と現状に即した見直しを進めていく。また、構成文化財についても整理し、名勝耶馬溪の再評価を行う。									

●方針12：適切な保存措置の推進

《表21：適切な保存措置の推進に関する措置》

実施年  通年 

No.	事業名・事業内容	市民	行政	団体	専門家	前期	中期	後期	Ⅱ期～
措23	指定文化財の劣化防止措置	○	◎						
必要に応じて所有者とともに文化財への保存処置を講ずる。屋外にあり劣化が進んでいるものについては、所在場所の環境改善や修復、歴史博物館への移設等の措置をとる。									
措24	所有者・管理者へのアドバイスと情報提供	○	◎						
文化財所有者・管理者へ、指定・登録文化財等に対する適切な処置についてアドバイスし、情報提供を行う。									
措25	指定範囲の明示の促進		◎	△	△				
史跡の指定範囲が不明瞭なものは境界を確定する。									
措26	指定文化財のカルテ作成	○	◎	△	△				
指定文化財のカルテを元に、必要に応じて所有者とともに保存処置を講ずる。									
措27	文化財の修復技術の継承への支援と情報収集		◎	○					
石垣修復工事や茅葺き屋根修復技術の継承を支援できるよう、地元業者への講習会等の情報提供を行う。修復財の不足について、同様の問題を抱える自治体・文化財管理者等と連絡を取り合い情報収集し、資材確保の対策方法を探る。									

●方針13：適切な保存整備事業の推進

《表22：活用に向けた整備事業の推進に関する措置》

実施年 通年

No.	事業名・事業内容	市民	行政	団体	専門家	前期	中期	後期	Ⅱ期～
措28	史跡長者屋敷官衙遺跡第Ⅱ期整備と周辺の古代遺跡整備の推進		◎						
長者屋敷官衙遺跡は、国史跡としての価値を伝えるⅡ期整備計画をつくる。計画は長者屋敷周辺の古代遺跡（相原山首遺跡、相原廃寺、古代官道、条里、薦神社等）を含んだものとし、計画に沿って整備活用を推進する。									
措29	重要文化財薦神社神門・神尾家住宅、史跡福沢諭吉旧居の修復と活用		◎						
重要文化財薦神社神門・神尾家住宅、史跡福沢諭吉旧居の計画的な屋根等の修復事業の実施とあわせ、敷地一帯の活用を推進する。									
措30	耶馬溪の整備	○	◎						
関係機関・地域と協力して、視点場や遊歩道の修復・整備を行う。									
措31	県・市指定文化財、国登録文化財の整備		◎						
大分県・中津市指定文化財及び国登録文化財等について、劣化防止や安全対策、景観維持等の観点から、必要に応じて修復・整備する。									

●方針14：収蔵環境の改善と確保

《表23：収蔵環境の改善と確保に関する措置》

実施年 通年

No.	事業名・事業内容	市民	行政	団体	専門家	前期	中期	後期	Ⅱ期～
措32	埋蔵文化財・民具等の収集方針の作成と収蔵環境の改善		◎						
埋蔵文化財出土遺物・民具等は、収集方針を作成し、文化財を適切に管理できる環境を整える。膨大な数の埋蔵文化財出土遺物を調査し、公開し、活用できる場の確保について検討を行う。									

●方針15：自然環境保全と希少動植物保護の推進

《表24：自然環境の保全と希少動植物の保護に関する措置》

実施年 通年

No.	事業名・事業内容	市民	行政	団体	専門家	前期	中期	後期	Ⅱ期～
措33	山川海の環境の保全	◎	◎	◎	◎				
生物多様性の維持・回復の取組みを行う。草地・ため池・人工林の適正な管理の支援、生物のモニタリング、河川整備における生物への配慮、耕作放棄地増加防止、竹林拡大防止、市民団体・大学等と連携した希少種の保全等を実施する。									
措34	沖代地区条里跡土水路の維持管理	○	◎		◎				
希少生物保護のため整備をした沖代地区条里跡内の土水路の維持管理を支援する。定期的な生物モニタリングを実施し、整備方法の検証を行う。									

基本方針4 保護する仕組みの構築と強化

●方針16：歴史文化資源を保護する体制の強化

《表25：歴史文化資源を保護する体制の構築に関する措置》

実施年 ——— 通年 ———

No.	事業名・事業内容	市民	行政	団体	専門家	前期	中期	後期	Ⅱ期～
措35	歴史文化資源を保護する体制の維持強化		◎			—————	—————	—————	—————
専門職員の人員確保に努めるとともに、研修等による職員の資質向上を図る。専門職員不在の分野については、外部の専門家からの支援を要請する。文化財担当課と庁内関係各課との連携を強化する。									
措36	関連機関との連携の推進		◎	○	○	—————	—————	—————	—————
中津市歴史博物館を拠点施設とし、文化財愛護団体や、各地の博物館等の教育研究機関との連携を推進する。									

●方針17：歴史文化資源の保護に関わる機会の創出と担い手の育成

《表26：歴史文化資源の保護に関わる機会の創出と担い手の育成に関する措置》

実施年 ——— 通年 ———

No.	事業名・事業内容	市民	行政	団体	専門家	前期	中期	後期	Ⅱ期～
措37	市民との連携事業の実施	◎	◎	◎		—————	—————	—————	—————
市民による、地域の文化財を活用した取組み・イベント等を支援する。文化財に関わる団体との連携を強化するとともに、関わりたい市民が参画しやすい環境づくりを行う。藩政史料刊行会と協働して近世記録資料の翻刻刊行を行う。									
措38	歴史文化資源の保護をテーマとしたイベントの開催	○	◎	○		—————	—————	—————	—————
歴史文化資源の草刈・清掃、沖代地区条里跡土水路生物調査等をイベント化して市民参加を促し、文化財愛護の精神を育む。									
措39	アーカイブズ講座の開催	○	◎		◎	—————	—————	—————	—————
大学連携で実施しているアーカイブズ講座を継続開催。大学生を対象にアーキビスト養成を目指すとともに、市内高校生以上の市民参加を促し、襖下張り文書の扱いを市民が学ぶ場とする。									
措40	博物館市民サポーター養成		◎			—————	—————	—————	—————
サポーター増員を図り、ガイドや体験学習支援の他、文化財保護に直接かかわるサポーターとしてスキルアップを支援する。									
措41	子どもガイド育成	○	◎	◎		—————	—————	—————	—————
現行の子どもガイド講座を発展させ、開催場所及び参加人数を増やす。									
措42	子ども神楽や人形芝居クラブ等の活動支援	○	◎	◎		—————	—————	—————	—————
三保小学校人形劇クラブ、北部小学校・三郷小学校放課後子どもクラブ（蛸瀬子ども神楽、山国子ども神楽）の発表機会を作る等の支援を行う。									
措43	文化財所有者・管理者（団体）との連携強化	○	◎	◎		—————	—————	—————	—————
文化財の所有者・管理者と日ごろより連絡を密にし、関係者によるネットワークづくりや情報提供等の活動支援をする。									

措44	旧地名の継承	○	◎	◎					
歴史文化や祭礼行事に関わる地名を継承するため、情報発信、刊行物や説明看板製作等の際は、旧地名の使用を推進する。祭礼行事関係者、庁内関係各課とも連携して取り組み、郷土愛の醸成を図る。									

●方針18：所有者の負担に対する支援の実施

《表27：保存・修理・継承に関する措置》

実施年 ——— 通年

No.	事業名・事業内容	市民	行政	団体	専門家	前期	中期	後期	Ⅱ期～
措45	文化財修理及び維持管理に対する補助金の確保		◎						
中津市文化財補助金交付要綱に基づき、指定文化財の修理・継承のための補助金を確保し適切に執行する。 中津市文化財維持管理費補助金交付要綱に基づき、文化財を維持管理するための補助金を確保し適切に執行する。									
措46	国・県・民間からの資金調達に対する支援	○	◎	◎					
民間が管理する文化財の保存や維持管理に対して、国・県・民間からの補助金・助成金を受給できるよう情報提供・申請書類作成等で支援を行う。									

基本方針5 危機管理の推進

●方針19：危機管理意識の啓発

《表28：危機管理意識の啓発に関する措置》

実施年 ——— 通年

No.	事業名・事業内容	市民	行政	団体	専門家	前期	中期	後期	Ⅱ期～
措47	所有者・管理者への防災・防犯に関する情報提供と連携体制の構築	○	◎	○	△				
所有者・管理者へ対し、市報、個別発送などを通じて文化財の防災・防犯に関する情報提供を行う。文化財防災に関する講習会を開催する。									
措48	防災・防犯訓練の実施	◎	◎	◎					
文化財防火デーを利用して、所有者・周辺住民に防火及び防災の啓発を行う。各展示収蔵施設ごとに防災・防犯訓練や講習会への参加を行う。									

●方針20：防災・防犯対策の構築と強化

《表29：防災・防犯対策の構築に関する措置》

実施年  通年 

No.	事業名・事業内容	市民	行政	団体	専門家	前期	中期	後期	Ⅱ期～
措49	防災・防犯視点の文化財の現状把握	○	◎	○	△				
文化財の現状を把握し、ハザードマップに歴史文化資源の所在地を落とし込む。日ごろの見回りとしての文化財パトロールを実施する。									
措50	防災・防犯の対応整理と情報共有	○	◎	○	△				
文化財の防災・防犯に対する中津市の対応を整理し、警察・消防・文化財の所有者・管理者と共有する。									
措51	指定文化財・文化財保管施設の防火防犯設備の整備	○	◎	○					
国指定文化財の継続的な防災防犯設備の充実を図る。博物館施設の防火防犯設備の定期点検の実施、文化財収蔵庫の防火防犯対策の改善（消火器・警備保障設備等）を図る。									

●方針21：災害史の調査と周知

《表30：災害史の調査と周知に関する措置》

実施年  通年 

No.	事業名・事業内容	市民	行政	団体	専門家	前期	中期	後期	Ⅱ期～
措52	過去の災害の記録収集と周知	○	◎						
過去の災害の記録を収集整理し、学校や地域の防災教育に役立てる。博物館等展示施設を利用して周知する。									

●方針22：災害発生時の対応の整理

《表31：災害発生時の対応に関する措置》

実施年  通年 

No.	事業名・事業内容	市民	行政	団体	専門家	前期	中期	後期	Ⅱ期～
措53	災害発生時の対応の整理・情報共有・協議体制の構築	○	◎						
災害発生時の対応を整理して、所有者・管理者と共有する。大規模災害後の処置については、地域と関係機関が安全と文化財保護について協議する体制をとり対処する。									

方向性3 「なかつの宝」を磨き、地域の魅力を発信するための方針

基本方針6 歴史文化資源を活かしたまちづくりの推進

●方針23：良好な景観形成の推進

《表32：良好な景観形成の推進に関する措置》

実施年  通年 

No.	事業名・事業内容	市民	行政	団体	専門家	前期	中期	後期	Ⅱ期～
措54	景観の維持保全の必要性の周知	○	◎	○					
HPや市報等を活用し、官民で景観の維持保全の必要性を周知する。									
措55	地域の魅力を活かしたまちづくりの推進	○	◎						
庁内関係各課や地域への情報提供を積極的に行うと共に、価値の周知に努める。地域の魅力を活かしたまちづくりを推進する。城下町については、古い町並みを保全するための民間への支援を行う。									
措56	景観の保全の実施	○	◎						
耶馬溪の景観を阻害する草木などを除去し、景観保全を図る。									

●方針24：計画の進捗管理と意識の共有

《表33：計画の進捗管理と意識の共有に関する措置》

実施年  通年 

No.	事業名・事業内容	市民	行政	団体	専門家	前期	中期	後期	Ⅱ期～
措57	「中津市文化財保存活用地域計画」の共有と進捗管理	◎	◎	◎	△				
市報掲載や説明会開催等を通して「中津市文化財保存活用地域計画」の方針を市民で共有する。本計画の進捗管理を行うことで、庁内での情報共有と「歴史文化資源を活かしたまちづくり」の意識の共有をはかる。									

基本方針7 歴史文化資源の観光への活用と魅力発信

●方針25：拠点施設の機能充実

《表34：拠点施設の機能充実にに関する措置》

実施年  通年 

No.	事業名・事業内容	市民	行政	団体	専門家	前期	中期	後期	Ⅱ期～
措58	拠点施設の魅力アップと観光機能充実	○	◎						
中津市歴史博物館をはじめ、市内各館で城下町観光・中津市全体の観光情報を提供できるよう、中津耶馬溪観光協会との連携を密にする。中津城（奥平家歴史資料館）や自性寺大雅堂など民間施設、市内各地の観光拠点とも情報共有を行い、連携企画の開催などを通じて、相乗効果を図る。									
措59	耶馬溪風物館の日本遺産ガイドセンター機能の充実		◎						
耶馬溪風物館の観光案内場所としての機能を充実させる。多言語表記や多言語対応、玖珠町観光協会との連携強化等を推進する。									

●方針26：観光インフラの整備

《表35：観光インフラの整備に関する措置》

実施年 ——— 通年 ……

No.	事業名・事業内容	市民	行政	団体	専門家	前期	中期	後期	Ⅱ期～
措60	交通・宿泊・Wi-Fi環境の改善	○	◎	○	△	———	———	———	
中津日田道路の順次開通を見据えた環境整備、メイプル耶馬サイクリングロード（旧耶馬溪鉄道線路跡）を活用したサイクルツーリズムの推進、農家民泊への支援、Wi-Fi環境の整備等を進める。旧中津城下町における既存の建物を活用した宿泊施設や飲食店等の新規出店事業を支援する。									
措61	多言語化の推進		◎	○		……	……	……	……
文化財や観光情報の案内看板・パンフレットや、博物館や観光案内施設の多言語化を進める。									

●方針27：文化観光事業の推進

《表36：文化観光事業の推進に関する措置》

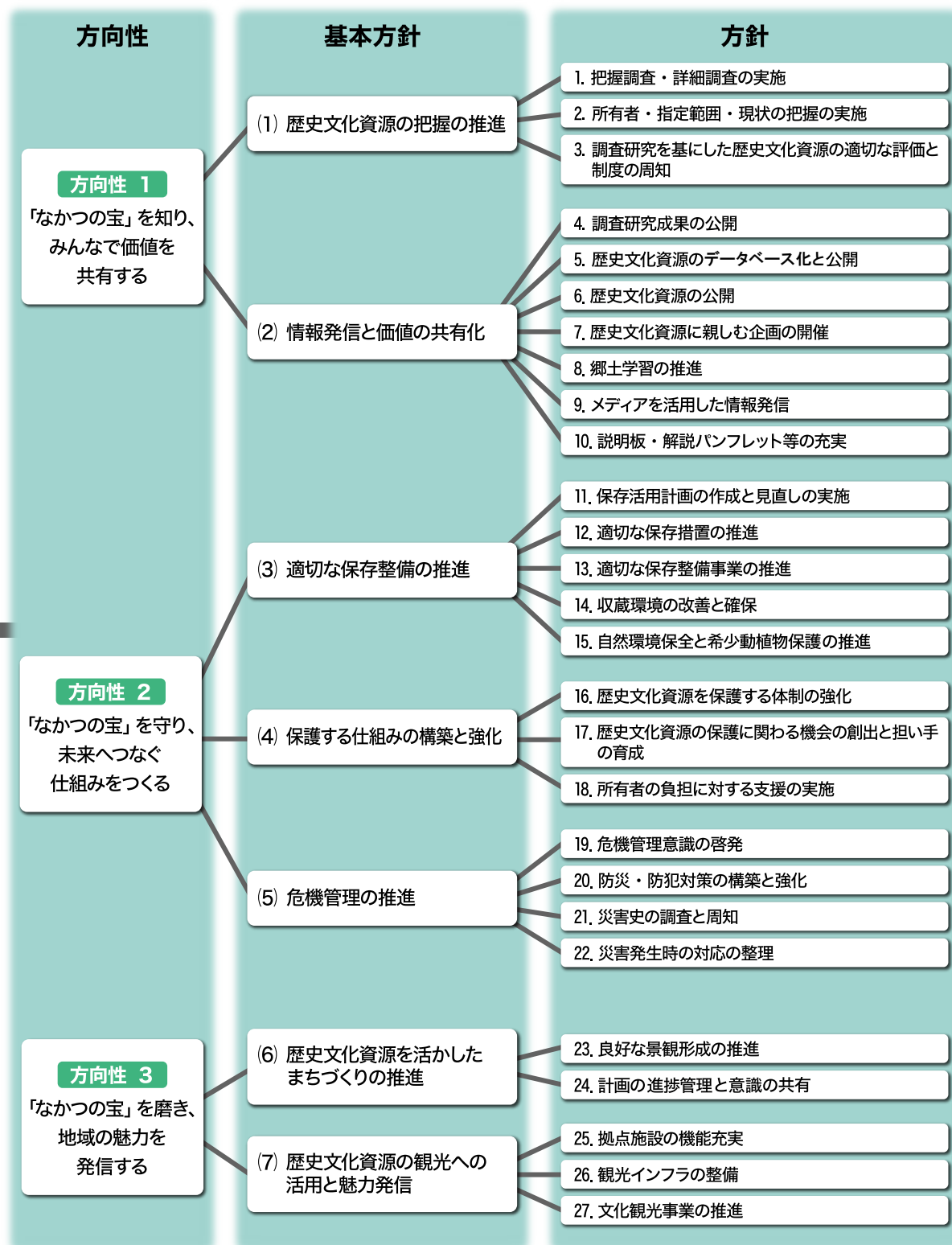
実施年 ——— 通年 ……

No.	事業名・事業内容	市民	行政	団体	専門家	前期	中期	後期	Ⅱ期～
措62	歴史文化資源を活かした観光ルートの開発	○	◎	○		……	……	……	……
中津の歴史文化資源の魅力を堪能できる観光ルートを開発する。「まちあるき」「歴史好き」「教育旅行」「地質・地形好き」など、ニーズにあわせた観光モデルルートを設定する。									
措63	歴史文化資源を案内するガイドの育成	◎	◎	◎	○	……	……	……	……
観光ガイド団体・歴史愛好団体等と連携し、地域通訳案内士の育成、中国語おもてなし講座の開催、勉強会等を開催し、ガイドの育成を図る。									
措64	他自治体と連携した取組みの推進	△	◎	○	○	……	……	……	……
津山市・津和野町と連携した「三津同盟」に基づき、「蘭学・洋学のまち」を積極的にプロモーションしていく。研究・巡回展・シンポジウムの開催、学会の誘致、観光客誘致等の取組みをすすめる。 玖珠町と連携して、日本遺産事業を推進する。静岡県小山町と連携して和田豊治※の顕彰を行う。									
措65	歴史文化資源を活用する人材の掘り起こし	○	◎	◎		……	……	……	……
歴史文化資源を活用する地域プレイヤーの掘り起こしを行い、観光協会と連携を強化し、地域ブランディングや収益化などの推進体制を整備・構築する。地域プレイヤーを取りまとめ、事業全体の企画・プロデュースを行う地域プロデューサーを新たに発掘、育成することで、持続可能な、民間を主体とした体制作りを目指す。									
措66	郷土料理の魅力発信とブランド化推進	△	◎	○		……	……	……	……
郷土料理や地域独特の食材のブランド化を推進するとともに、歴史文化と紐づけて魅力を発信する。									

措67	歴史文化資源を活かしたお土産の開発	◎	◎	○					
歴史文化と紐づけて楽しむお土産（菓子・ミュージアムグッズ等）の開発を官民共同で行う。									
措68	祭り等の価値の周知と魅力発信	○	◎	○					
各地域に残る祭りや祭礼行事等の価値の周知に努めるとともに、その魅力を広く国内外に向けて発信する。									
措69	歴史文化資源を活用する市民活動への支援	○	◎	○					
市民による、歴史文化資源を活かした取組み・商品開発・日本遺産「やばけい遊覧」のアクティビティ商品を集めた「やばはく」の開催等の活動を支援（広報、イベント開催、講習会等）する。									
措70	国内外への情報発信の強化	○	◎	○					
ターゲットに応じたマーケティング調査実施とSNSの活用を推進する。耶馬溪の地形を活かしたマイクロツーリズムの推進と、サイクリングの盛んな台湾でのプロモーション強化を図る等、国内外への情報発信を強化する。									

* 和田豊治：福澤門下生で、富士紡など多くの会社で活躍した財界人。

目指すべき将来像 なかつの宝でなかつが輝く―歴史文化資源をつなぐまちづくり―



《図17：方向性・基本方針・方針の体系》